

令 06 高森監第 3-2 号

令和 6 年 8 月 3 0 日

高森町長 壬生 照玄 様

高森町監査委員 下井



高森町監査委員 小平



令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率に関する意見は次のとおりである。

令和5年度 健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和5年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
① 実質赤字比率	－	15.0	
② 連結実質赤字比率	－	20.0	
③ 実質公債費比率	8.3	25.0	
④ 将来負担比率	35.5	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字がなく、良好であると認められる。

2 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結赤字額がなく、良好であると認められる。

3 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は、8.3%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

4 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は35.5%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

なお、実質公債費比率については、前年度より増加している。今後の国、県及び町の財政環境は極めて厳しい状況に直面せざるを得ないなか、実質公債費、将来負担が過重とならないように、引き続き財政健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。